改正後

目次

第一章　内部部局（第一条―第三十四条の二）
第二章　地方航空局の事務所
　第一節　総則（第三十五条）
　第二節　空港事務所
　　第一款　総則（第三十六条―第三十九条の五）
　　第二款　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所（第四十条―第五十七条）
　　第三款　仙台空港事務所（第五十八条―第六十条の三）
　　第四款　その他の空港事務所（第六十一条―第七十九条）
　第三節　空港出張所（第八十条―第八十二条）
　第四節　空港・航空路監視レーダー事務所（第八十三条―第八十五条）
第三章　雑則（第八十六条）
附則
（空港連携調整官）
第一条の三　東京航空局に空港連携調整官四人を、大阪航空局に空港連携調整官五人を置く。
2～4　（略）
（総務調整官）
第三十九条の三　仙台空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所に、それぞれ総務調整官一人を置く。
2　（略）
　第二款　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所
（新千歳空港事務所等に置く部）
第四十条　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。
　総務部
　空港安全部（東京空港事務所に限る。）
　管制保安部
　施設部（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）
（管制保安部の所掌事務）
第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
五　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。
六～十五　（略）
2　成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）

改正前

目次

第一章　内部部局（第一条―第三十四条の二）
第二章　地方航空局の事務所
　第一節　総則（第三十五条）
　第二節　空港事務所
　　第一款　総則（第三十六条―第三十九条の五）
　　第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所（第四十条―第六十条）
　　（新設）
　　第三款　その他の空港事務所（第六十一条―第七十九条）
　第三節　空港出張所（第八十条―第八十二条）
　第四節　空港・航空路監視レーダー事務所（第八十三条―第八十五条）
第三章　雑則（第八十六条）
附則
（空港連携調整官）
第一条の三　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官五人を置く。
2～4　（略）
（総務調整官）
第三十九条の三　中部空港事務所及び関西空港事務所に、それぞれ総務調整官一人を置く。
2　（略）
　第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所
（新千歳空港事務所等に置く部）
第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。
　総務部
　空港安全部（東京空港事務所に限る。）
　管制保安部
　施設部（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）
（管制保安部の所掌事務）
第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
（新設）
五～十四　（略）
2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）